

○揖斐川町広報いびがわ有料広告掲載要領

平成24年9月20日

告示第102号

(趣旨)

第1条 この告示は、揖斐川町広告掲載要綱（平成22年揖斐川町告示第31号。以下「要綱」という。）第5条に基づき、町が発行する広報誌「広報いびがわ」（以下「広報いびがわ」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集方法)

第2条 広告の募集は、広報いびがわ及び揖斐川町公式ホームページから行うものとする。

2 募集する広告のスペースは、広報いびがわの町が指定するページ内とする。

3 掲載回数は、年度単位とし、連続しての掲載は6か月とする。ただし、掲載期間は、更新できるものとする。

4 広告は、1企業又は1個人につき1枠とする。

(広告掲載の優先順序)

第3条 広告を掲載する順序は、次の順序とする。

(1) 町民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、町内に事業所等を有する者の広告

(2) 前号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で町内に事業所等を有する者の広告

(3) その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めた者の広告

(広告掲載の申込手続及び選定方法)

第4条 広告掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、広報いびがわ広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げるものを添えて、広報いびがわの発行月の前月10日までに町長に提出するものとする。

(1) 掲載しようとする原稿

(2) 原稿の入ったメディア

(3) 次に掲げる区分に応じた市町村税（特別区民税を含む。）完納証明書（申込みの日3月以内に発行されたものに限る。）

ア 揖斐川町に納税がある場合 町が発行するもの

イ 揖斐川町に納税がない場合 本社等所在地の自治体が発行するもの

2 町長は、前項の申込書の提出があった場合は、要綱第10条に基づく揖斐川町広告審査会（以下「広告審査会」という。）に諮り、その可否を決定するものとする。ただし、軽易な要綱、要領等に違反していると認められる場合は、修正を条件に掲載を許可できるものとする。

3 町長は、可否の結果を広報いびがわ広告掲載（非掲載）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。なお、掲載しないと町長が決定した場合の原稿、記録メディアは、返却しないものとする。

（広告掲載の位置）

第5条 広告を掲載する位置は、広報いびがわの発行の目的を妨げない位置とする。

（広告の規格及び掲載料）

第6条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

2 納付する掲載料は、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とする。

（減免）

第7条 町長は、特に必要があると認める場合は、広告掲載料を減免することができる。

（広告主の責任）

第8条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、町税等を完納していなければならない。

3 広告原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載料の納入）

第9条 広告主は、広告掲載料を納付しなければならない。

2 前項の広告掲載料は、町長の指定する期日までに、町が発行する納入通知書により一括納入するものとする。

（広告掲載の取消し等）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取消し又は中止することができる。

（1） 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。

（2） 虚偽の申請又は、広告掲載をしたとき。

(3) 広告原稿等が指定する期日までに提出されなかったとき。

(4) その他広報いびがわへの広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

2 前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主に対し、広報いびがわ
広告掲載取消し等通知書（様式第3号）を送付するものとする。

3 広告主は、諸事情により広告の掲載を取り消す場合は、広報いびがわ広告掲載
取消申出書（様式第4号）を広報いびがわの発行日の15日前までに町長に提出す
るものとする。

（広告掲載料の還付）

第11条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由
により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年2月19日告示第21号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月10日告示第58号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第53号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月2日告示第15号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	金額
指定ページ下1段2分の1（6.00cm×8.50cm）	1回につき 8,000円
指定ページ下1段（6.00cm×17.00cm）	1回につき 15,000円